

自立した学校生活を送るために

本校通信制では、いわゆる「校則」は基本的な生活の心得のみです。皆さん一人一人が自らの言動に責任を持ってください。自分の生命、財産を守るだけでなく、お互いに気持ちよく学校生活を送るためにも次のことを守ってください。守れない場合は、特別な指導を行うことがあります。

1 スクーリング日（学校行事参加、平日登校を含む）について

- (1) 暴力行為、危険行為、迷惑行為は厳禁です。
- (2) 授業中の私語、携帯電話・スマートフォン・ゲーム機等の使用、飲食はしないでください。
- (3) 校舎内及び学校周辺は全面禁煙です。喫煙は 20 歳未満の生徒については法律で禁止されています。20 歳以上の生徒も含めて、校舎内及び学校周辺では決して喫煙しないでください。
- (4) 校舎内では必ず指定靴（内履き）を着用してください。着用していない場合は、原則として校内には入れません。
- (5) スクーリング日の授業には遅刻をしないでください。授業開始から 10 分を過ぎた場合は出席を認められません。
- (6) 校舎内外を問わず、ゴミは必ず分別し、所定のゴミ箱へ捨ててください。
- (7) 生徒玄関周辺及び生徒玄関のロッカー上に、各自の外履きや私物を放置しないでください。
- (8) 指定靴（内履き）を履いたまま、校舎外から入校しないでください。
- (9) 貴重品、所持品等は盗難・紛失防止のため、常に携行し各自で管理してください。

2 交通安全について

- (1) 電車内、バス内で騒がしくしたり、道路上に広がって歩いたりしないでください。他の乗客や交通の妨げになることは絶対にしないでください。
- (2) 悪天候時には重大事故が起こる危険性が高くなりますので、自転車、バイクの運転はしないでください。また、携帯電話・スマートフォン等や音楽・動画再生機器を使用しての移動（徒歩も含めて通学、外出時など）は様々な危険から身を守るためにも絶対にしないでください。
- (3) 運転時は制限速度を守ってください。また、乗車時には必ず全席シートベルトを着用してください。
- (4) 暴走行為、飲酒運転、酒気帯び運転等、違反行為は絶対にしないでください。
- (5) 新潟県の条例に基づき、全ての自転車利用者に対して自転車損害賠償責任保険等への加入が義務づけられています。また、事故発生時の被害軽減を目的とした自転車利用時のヘルメット着用が法律で努力義務化されました。改めて、自転車利用時の交通事故防止に努めてください。

3 携帯電話・スマートフォン等の利用について

- (1) 「裏サイト」、「出会い系サイト」（「出会い系サイト規制法」により 18 歳未満の利用は認められません）など、事件・事故等に巻き込まれる恐れのあるものは絶対に利用しないでください。
- (2) SNS 等に他人の個人情報や悪口など、人を傷付ける内容を書き込んだりすることは絶対にしないでください。また、SNS 等を発信するときには、相手が不快な思いをしないよう十分に注意してください。

4 外出について

- (1) 高校生であることを自覚し、深夜に及ぶアルバイト等はしないでください。
- (2) 車両等が近づいてきて見知らぬ人から不審な誘いがあったら、即座に逃げ、助けを求めてください。無理やり車内に連れ込まれそうになった時は、大声を出して助けを求めてください。
- (3) 家族との連絡を定期的に取り、自分の行動範囲などについて正確に伝えておいてください。

5 生活全般について

- (1) 高校生としての自覚と責任をもって行動し、犯罪行為、反社会的行為、迷惑行為などは決してしないでください。また、それらのことに巻き込まれないことを心がけてください。
- (2) 物品の押し売りや団体等への強制的な勧誘等で困っている場合は、家族や担任・生徒指導部へ相談してください。また、必要な場合には早目に警察へ届け出てください。
- (3) 最近、高校生を含む若者がSNS等を通じていわゆる「闇バイト」に応募し、犯罪に加担、逮捕される事案等が報道されています。アルバイトに応募する際は、仕事内容や所在地・連絡先等を十分確認し、保護者や家族ともよく相談して決めるようにしてください。
- (4) 事件・事故等に巻き込まれたり、起こしたりしたら、警察等の関係機関へ通報してください。

○事件・事故、緊急連絡先	TEL：警察「110」 消防「119」
○新潟翠江高校通信制（直通）	TEL：「025 - 370 - 1721」